

# 共済年金 だより

# KKR

平成26年10月発行

## No.111

国家公務員共済組合連合会

主  
な  
記  
事

### <重要>

「平成27年分の扶養親族等申告書」について .....	2頁
扶養親族等申告書に関するよくある質問 .....	3・4頁

### <お知らせ>

各種証明書等の自動受付サービスについて .....	5頁
年金に関する各種届出について .....	6頁
全国年金相談会のご案内 .....	7頁
読者のひろば・原稿募集・お問い合わせ先 .....	8頁



「横浜ランドマークの初秋の夕べ」神奈川県横浜市 郡司 正壽 さん（東京都）

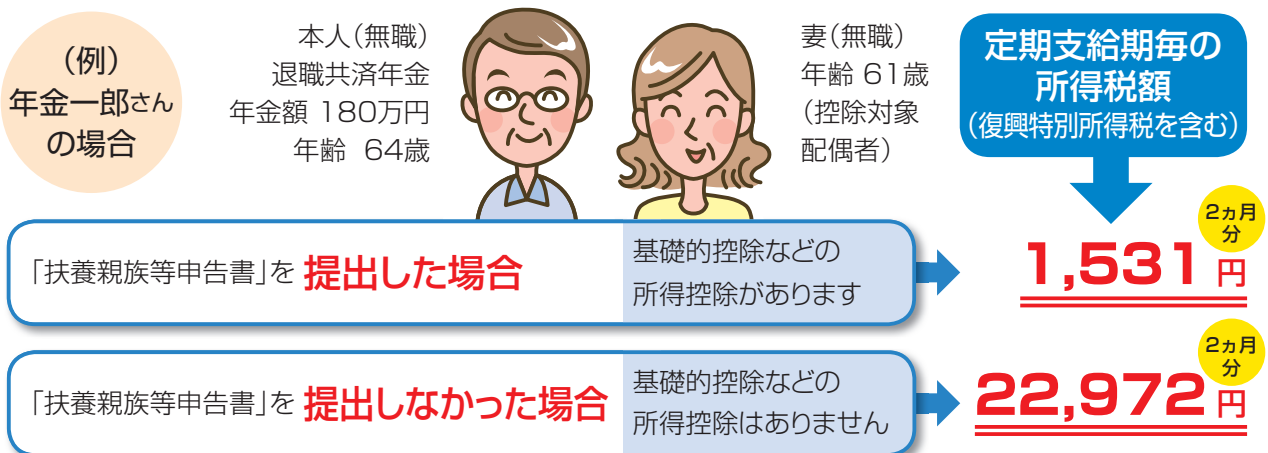
# 「平成27年分の扶養親族等申告書」について

遺族(共済)年金、障害(共済)年金は非課税ですのでお送りしていません

■ 「扶養親族等申告書」は、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成27年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています

- ① 65歳未満の方(昭和26年1月2日以後に生まれた方) ————— 108万円
- ② 65歳以上の方(昭和26年1月1日以前に生まれた方)で
  - 退職共済年金を受給している方 ————— 80万円
  - ※退職共済年金を受給している方で平成27年中に65歳になる方 ————— 158万円
  - 退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の年金を受給している方 — 158万円
- ◎ 上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

■ 「扶養親族等申告書」を提出した場合と、提出しなかった場合の所得税額が違います



## ◎ 会社等に勤務されている方へ

会社等に勤務し、その給与の支払者に「平成27年分 給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方も、年金を支払う連合会に「扶養親族等申告書」を提出することができますが、このように給与と年金の両方に申告書を提出された場合、重複して所得控除されることとなり、確定申告の際に所得税を追加納付しなければならない場合があります。

こうした所得控除の重複による追加納付を避けたい方は、連合会に「扶養親族等申告書」を提出しないこともできます。

※ 詳しくは同封の「平成27年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください。

■ 「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成26年11月15日です

- ◎年金から所得税を源泉徴収する際に所得控除(本人の基礎的控除等)を受けるためには、**配偶者・扶養親族の有無にかかわらず、申告書を提出していただく必要があります。**
- ◎「扶養親族等申告書」は、市町村が個人住民税を算定する際の基礎情報にもなります。

# 扶養親族等申告書に関するよくある質問

質問  
1

私には扶養親族に該当する者がいません。給与などの収入もありません。「扶養親族等申告書」を提出する必要がありますか。

答え

提出する必要があります。  
当該申告書の提出により、あなたの年金を支給する際、ご自身の基礎的控除などの所得控除を受けることができます。

質問  
2

「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合はどうなるのですか。

答え

当該申告書をご提出いただかない場合は、基礎的控除などの所得控除を受けることができず、提出された場合と比べ、多くの所得税が源泉徴収されます。

質問  
3

昨年提出した「扶養親族等申告書」の申告内容に変更が生じましたが、申告書には変更した事項欄のみ記入すればよいでしょうか。  
(平成26年分と平成27年分で申告内容に変更がある場合)

答え

平成27年分の申告書には、控除対象となるすべての事項(控除対象配偶者、扶養親族、障害等)を改めて記入してください。

変更が生じた事項欄のみ記入した場合は、他の控除対象者等について控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。



質問

4

控除対象配偶者である妻が、来年(平成27年)から退職共済年金(老齢厚生年金)を受ける予定です。

この場合、引き続き控除対象配偶者として申告することができますか。

答え

平成27年中に奥様が受ける退職共済年金(老齢厚生年金)の年金(見込)額(所得税を控除する前の額です)が、65歳未満の場合は108万円未満、65歳以上の場合は158万円未満であれば、引き続き控除対象配偶者として申告することができます。

質問

5

今年(平成26年)、障害者手帳の交付を受けたので、障害者控除の申告をしたいのですが、申告書はどのように記入すればよいでしょうか。

答え

障害者手帳の交付を受けた方が年金受給者ご本人の場合は、「本人の障害」欄に、また、配偶者・扶養親族の場合は、その方の「障害」欄の該当する部分を○で囲んで、「摘要」欄にその方の氏名・障害の等級(あるいは程度)や内容を記入してください。

この場合、障害者控除の内容のみを記入するのではなく、他の控除対象となる方全員のすべての事項を改めてご記入いただく必要がありますので、ご注意ください。

なお、今年(平成26年)、障害者手帳の交付を受けられた方で納付税額がある方は、今年(平成26年)1年間の所得税に対する障害者控除を受けることができますので、来年(平成27年)2月中旬から始まる、「平成26年分の所得税の確定申告」の際に障害者控除の申告を行うことができます。

確定申告の詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。

## 連合会年金部からのお願い

「平成27年分の扶養親族等申告書」の内容は、平成27年2月定期支給からの所得税の計算に反映されます。

- ◎ 基礎的控除などの所得控除を受ける場合は、同封の「平成27年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をお読みになり、くれぐれも当該申告書の提出洩れや記入洩れがないようご注意ください。



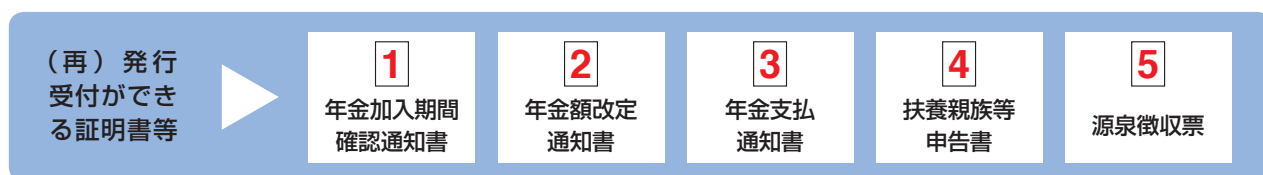
# 各種証明書等の自動受付サービスをご利用ください

「年金加入期間確認通知書」等の各種証明書の（再）発行のご依頼につきましては、**24時間受付**の専用電話による『自動受付サービス』をご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線により利用できない場合があります。

なお、**遺族（共済）年金および障害（共済）年金については非課税のため、「扶養親族等申告書」および「源泉徴収票」の発行は行っておりません。**

※退職（共済）年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成27年中に支払われる年金の見込額が課税対象とならない方には、「扶養親族等申告書」はお送りしていません。（見込額については、2ページをご覧ください。）



■ 平成27年分「扶養親族等申告書」は、平成26年10月1日から翌年8月31日までの間、再発行の受付を行います。（平成26年分の再発行受付は終了しています。）

■（再）発行する証明書等につきましては、おおむね1週間程度で、連合会にご登録いただいているご住所あてにお送りいたします。

**手続き簡単！  
（再）発行**

**各種証明書等の（再）発行をご希望の方は、専用電話から！**

次の「**（再）発行自動受付メモ**」欄に「年金証書記号番号」と「（再）発行する書類の番号」を予め記入の上、専用電話にダイヤルしてください。

## （再）発行自動受付メモ

① 太枠部分にあらかじめご記入ください。

② 専用電話にダイヤルしてください。

☎ **03-5212-2243**

③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

おたずねする項目	お 答 え い た だ く 内 容	
年金証書記号番号	A	<input type="text"/>
番号の確認	よい場合…… 1 訂正する場合…… 9	
（再）発行する書類	年金加入期間確認通知書…1 年金額改定通知書…2 年金支払通知書…3 扶養親族等申告書…4 源泉徴収票…5	<input type="text"/>
書類の確認	よい場合…… 1 訂正する場合…… 9	

# 年金に関する各種届出について

## ■ 加給年金額が加算されている方へ

次のいずれかに該当したときは、加給年金額が支給されなくなりますので、『加給年金額対象者異動届』をご提出ください。

対象者	届出が必要となる主な事由
加給年金額対象者である配偶者	①老齢厚生年金または退職共済年金（いずれも加入期間が20年以上または20年以上とみなされる年金）を受けることになったとき ②障害を事由とする年金（障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等）を受けることになったとき ③離婚したとき ④年金を受給されている方によって生計が維持されなくなったとき ⑤お亡くなりになったとき
加給年金額対象者である子	①年金を受給されている方の配偶者以外の養子となったとき ②養子である子が離縁したとき ③婚姻したとき ④年金を受給されている方によって生計が維持されなくなったとき ⑤お亡くなりになったとき
年金受給者ご本人	加給年金額が加算された老齢厚生年金を受けることになったとき (老齢厚生年金からの支給が優先されます)

## ■ 厚生年金や私学共済に加入されたとき、または国会議員等になったとき

退職共済年金・障害共済年金等を受給されている方が、厚生年金保険や私立学校教職員共済制度に加入されたとき、または、国会議員や地方議会の議員になられたときは、ボーナス等も含む賃金と年金額の合計額に応じて年金の一部の支給が停止になることがありますので、『厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)』をご提出ください。

また、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務されている方や私立学校教職員共済制度の特定教職員として勤務されている方も、同様に『厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)』をご提出ください。

## ■ 雇用保険法による失業給付(基本手当)を受けようとするとき

65歳までの退職共済年金を受給されている方が、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをしたときは、求職の申込みをした月の翌月から職域加算額を除く退職共済年金の支給が停止となりますので、『退職共済年金支給停止事由該当届』と『雇用保険受給資格者証の写し』をご提出ください。

(注)公共職業安定所(ハローワーク)に「求職の申し込み」をする前には、失業給付(基本手当)の額を試算したうえで、退職共済年金の額と比較し、どちらを受給するか選択してください。失業給付を一度請求してしまうと、原則としてその取り消しはできません。

## ■ 年金を受給されている方が所在不明となったとき

年金を受給されている方が所在不明となって1ヶ月以上経過したときは、同居されているご家族等が『受給権者所在不明届』をご提出ください。

### ※上記の各届出用紙がお手元がない場合

各届出用紙は、連合会ホームページ<http://www.kkr.or.jp/>からダウンロードすることができます。  
また、連合会年金部までお電話いただければ用紙をお送りいたします。

- 年金に関する各種届出が遅れますと年金が払い過ぎとなる場合があります、払い過ぎとなった年金は、さかのぼって返還していただくことになります。



# 全国年金相談会のご案内



連合会では、年金受給者の皆様や組合員の方を対象に、年金に関する様々なご相談に応じるため、東京に年金相談室を常設しているほか、毎年、全国各地で年金相談会を開催しております。

今年度の年金相談会につきましては、6月より全国31地区で開催しており、11月以降は下記の14会場で開催いたします。

## 「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

相談会場等の都合により定員になり次第、予約の受付を締め切らせていただきますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

なお、諸事情により開催日程等が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

## ■開催日程(11月以降)

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
大阪府大阪市①	11月6日(木)	KKRホテル大阪	長崎県長崎市	12月19日(金)	ホテルセントヒル長崎
大阪府大阪市②	11月7日(金)	KKRホテル大阪	神奈川県横浜市	1月16日(金)	KKRポートヒル横浜
熊本県熊本市		KKRホテル熊本	茨城県水戸市	1月23日(金)	ホテルレイクビュー水戸
沖縄県那覇市	11月14日(金)	サザンプラザ海邦	静岡県静岡市	1月30日(金)	ホテルアソシア静岡
秋田県秋田市	11月21日(金)	ルポールみずほ	奈良県奈良市	2月13日(金)	春日野荘
愛媛県松山市	11月28日(金)	KKR道後ゆづき	佐賀県佐賀市	2月20日(金)	ホテルニューオータニ佐賀
山口県山口市	12月5日(金)	KKR山口あさくら	千葉県千葉市	2月27日(金)	ホテルプラザ菜の花
鹿児島県鹿児島市	12月12日(金)	KKR鹿児島敬天閣			

## 年金相談会のご予約方法 (年金相談会は、次のいずれかの方法でご予約ください)

### ◆KKRホームページからのご予約

KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp>)

- ①「KKRホームページ」の「共済年金」の「年金相談・年金試算」を開く
- ②「年金相談・年金試算」の「1.年金相談について」を開く
- ③「年金相談会のお知らせ」を開き、「年金相談会予約フォーム」に必要事項を入力して送信してください

### ◆電話でのご予約 ⇒ 予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話は、年金相談会のご予約のみを承ります。

※各種相談にはお答えできません。

### ◆文書でのご予約 ⇒ 「年金相談会の予約」と明記し、①開催地、開催日、希望時間(午前・午後)

- ②氏名(フリガナ)③生年月日④住所⑤日中連絡がとれる連絡先電話番号⑥年金証書記号番号
- ⑦相談内容を便箋等に記入して、封書にて下記あてにお送りください。

【文書送付先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室 予約受付係

◎年金相談のご予約をされた皆様には、開催日の2～3日前までに相談会のご案内を送付いたします。



# 読者のひろば

## 趣味の延長戦

平成8年12月、第2の職場で定年退職となり、余暇の活用を考えていた矢先に、友の奨めで囲碁同好会に入会した。囲碁歴は古く、NPR(警察予備隊)新兵の頃(昭和27年10月)、配属された宇治駐屯地の関処本部営内班で先輩の手解きを受け興味が湧き始めたのが最初であった。

以来、現職時代に古参兵25年隊員からご指南の対局を毎々受けたこともあって、何とか囲碁のイロハのイの字程度、素人初段クラスの仲間入りとして同好会メンバーと週2~3回対局の楽しみを味わっていた折に(平成9年4月)、会長から「ボランティアによる活動支援の担当責任者」を命ぜられた。

伊丹市内の老人ホームや障害者施設の方々との対局交流を行うため、先方へ出向しての調整や、計画、実行に当たっての福祉部長役に任ぜられた訳である。

既に数年前からの実績もあり、その後継者ながら新旧交代の時期で当時若年層の私に、その役をおおせつかり、約10数名の出向派遣部員共々先方の要望に併せて実施した。

……あれから17年が経過した今日もなお、ボランティアの名のとおり、無償性、自主性を主眼とした本旨に添いつつ、趣味を生かした活動で、社会奉仕の一助としてお役に立っている誇り?と喜びを感じつつ八十坂を超えた今日もスケジュールに一度も欠かすこと無く、自ら一種の挑戦ありきと心しながら、継続は力なりを自負しております。

兵庫県 多田 實さん (80歳)

## 写経百巻を目標に

私は、退職後四国八十八カ所の札所の遍路をしました。また、富士山登山し頂上まで登ることができました。次は何に挑戦しようかと思っていました。

当地に近い木曾川と飛騨川が合流する地点から飛騨川を約1キロ上流に小さな島があります。そこに、木曾義仲縁の観音堂が祀られています。

その島へ渡る橋の袂に本堂があって、臨濟宗の小山寺(しょうさんじ)と申します。

そこで毎月十日に「ともしび写経会」が開かれていることを知りました。

早速参加し、以来今年の六月十日で七十三回になりました。

平成二十年五月から、毎月車で片道約五十分かけて通っています。般若心経を一巻写経するのですが、私は四十分から五十分かかります。

十二月から三月までは暖房もなく、冷え切った広い本堂は寒くて手が悴んでしまいます。

これも修行と思って手に息を吹きかけて温めながら書き写します。こうして後二十七回で百巻になります。

今八十四歳ですから、なんとか生あるうちに完成することを心に願っています。

岐阜県 木下 藤男さん (84歳)

### <「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

## KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03 (3265) 8141 (代表)

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

◆電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKRホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)